

## 子ども・子育て支援事業計画における乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の 代用計画の策定について

### 1. 子ども・子育て支援事業計画の代用計画の策定

乳児等通園支援事業を令和8年度より給付事業として実施するにあたり、市が定める子ども・子育て支援事業計画について、国から「乳児等通園支援の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期を位置づけること」、「乳児等のための支援給付に係る教育・保育等を一体的に提供する体制に関する事項を位置づけること」を基本的記載事項とした変更が必要であることが示された。

しかし、その変更が早急には困難な場合は、国が示す記載内容を代用計画とすれば、事業を行うことができることとされたため、本計画の中間見直しまでの間は、別紙（資料1-2）を代用計画とすることについて、当部会にてご意見をいただいた。

量の見込みについては、提出先の県に対し、1月からの先行実施の状況を検証したうえで精査を行い、子ども・子育て支援計画の中間見直し時に提出することで確認していたが、法令上の必須記載事項であり、既提出分と合わせて提出が必要になったことから、あらためて子ども・子育て支援事業計画代用計画案（資料1-3）について意見を求めるもの。

#### 【参考】事業概要

- 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）は、保育所等に通っていない6か月から満3歳未満の子どもを対象に、保護者が就労していなくても、一定時間の範囲内でこどもが保育所等に通園できる制度
- 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）により、令和7年4月から児童福祉法（昭和22年法律第164号）において、乳児等通園支援事業が創設されたほか、令和8年4月には、改正法による改正後の子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）において、新たに「乳児等支援給付費」が創設される予定。
- 本市では、先行して令和8年1月から8園で試行実施

## 久留米市乳児等通園支援事業 代用計画

令和7年11月

現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度」）を創設します。

## 【対応策の内容】

本市では令和8年度からの全国での本格実施に先行して、令和7年度中（令和8年1月から）に試行実施します。令和8年度において試行施設の実施状況の検証等を行い、全市的な提供体制・量の見込について精査します。

## 【幼児教育・保育施設との連携等】

幼児教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受入れ枠の確保に努めるほか、乳児等通園支援事業者と幼児教育・保育施設との間で情報を共有することができる体制を整備します。

また、幼稚園における満3歳児クラスの活用を促進し、乳児等通園支援事業の利用から幼児教育・保育施設の利用への円滑な移行を支援します。

※ 上記の【幼児教育・保育施設との連携等】は国が示した記載内容

参考 久留米市こども計画（子ども・子育て支援事業計画）

**(20) 乳児等通園支援事業**

現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度（仮称）」）を創設します。

## 【対応策の内容】

令和8年度から全国の自治体で実施が必須となることから、提供体制・量の見込みについては、本市の状況を踏まえ、検討します。

## 第三期市町村子ども・子育て支援事業計画 代用計画

(別添)

令和7年度以降のこども誰でも通園制度の利用需要と提供体制

担当者連絡先			
都道府県	福岡県	担当者名	山田(進)
市区町村	久留米市	電話番号	0942-30-9754
所属(課・室)	子ども保育課	メールアドレス	kodomo@city.kurume.lg.jp

	年齢	令和7年4月1日		令和8年4月1日		令和9年4月1日		令和10年4月1日		令和11年4月1日	
		見込み・計画数	うち新規整備	見込み・計画数	うち新規整備	見込み・計画数	うち新規整備	見込み・計画数	うち新規整備	見込み・計画数	うち新規整備
就学前児童数	0歳児	1,963.	1,963.	1,954.	1,954.	1,938.	1,938.	1,921.	1,921.	1,907.	1,907.
	1歳児	実数 2,180.	2,180.	2,014.	2,014.	1,990.	1,990.	1,973.	1,973.	1,954.	1,954.
	2歳児	2,250.	2,250.	2,177.	2,177.	2,008.	2,008.	1,984.	1,984.	1,967.	1,967.
	合計	6,393.	6,393.	6,145.	6,145.	5,936.	5,936.	5,878.	5,878.	5,828.	5,828.
対象児童数	0歳児	1/2 982.	982.	977.	977.	969.	969.	961.	961.	954.	954.
	1歳児	807.	807.	584.	584.	584.	584.	588.	588.	588.	588.
	2歳児	681.	681.	706.	706.	630.	630.	629.	629.	634.	634.
	合計	2,470.	2,470.	2,267.	2,267.	2,183.	2,183.	2,178.	2,178.	2,176.	2,176.
利用率	0歳児	0.98	0.98	0.98	0.98	0.98	0.98	0.98	0.98	0.98	0.98
	1歳児	0.98	0.98	0.98	0.98	0.98	0.98	0.98	0.98	0.98	0.98
	2歳児	0.98	0.98	0.98	0.98	0.98	0.98	0.98	0.98	0.98	0.98
	合計	0.98	0.98	0.98	0.98	0.98	0.98	0.98	0.98	0.98	0.98
(利用者数)	0歳児	962.	962.	957.	957.	950.	950.	942.	942.	935.	935.
	1歳児	791.	791.	572.	572.	572.	572.	576.	576.	576.	576.
	2歳児	667.	667.	692.	692.	617.	617.	616.	616.	621.	621.
	合計	2,420.	2,420.	2,221.	2,221.	2,139.	2,139.	2,134.	2,134.	2,132.	2,132.
必要受入時間数	0歳児	9,620.	9,620.	9,570.	9,570.	9,500.	9,500.	9,420.	9,420.	9,350.	9,350.
	1歳児	7,910.	7,910.	5,720.	5,720.	5,720.	5,720.	5,760.	5,760.	5,760.	5,760.
	2歳児	6,670.	6,670.	6,920.	6,920.	6,170.	6,170.	6,160.	6,160.	6,210.	6,210.
	合計	24,200.	24,200.	22,210.	22,210.	21,390.	21,390.	21,340.	21,340.	21,320.	21,320.
(必要整備定員数)	0歳児	55.	0.	54.	0.	54.	0.	54.	0.	53.	0.
	1歳児	45.	0.	33.	0.	33.	0.	33.	0.	33.	0.
	2歳児	38.	0.	39.	0.	35.	0.	35.	0.	35.	0.
	合計	138.	0.	126.	0.	122.	0.	122.	0.	121.	0.

必要定員数 = 必要受入れ時間数 ÷ 定員一人1月当たりの受入れ可能時間数

## 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の確認について

## 1 乳児等通園支援事業の目的と法的位置づけ

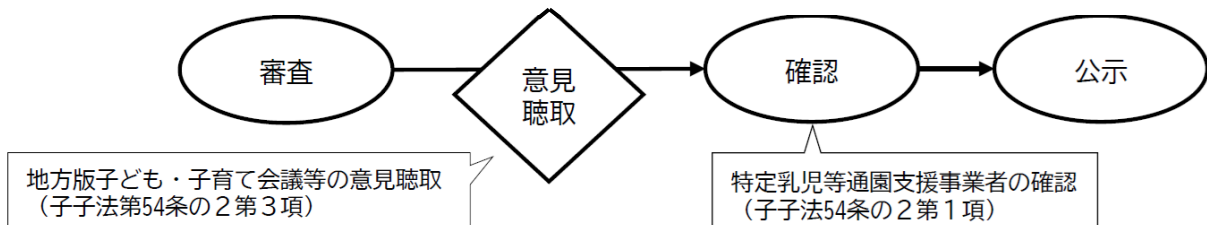
乳児等通園支援事業は、こども基本法（令和4年法律第77号）に規定された基本理念を踏まえ、保育所等に通っていないこどもも含め、全てのこどもの育ちを応援し、良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対する支援を強化する目的で実施。

「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」（令和6年法律第47号。）により、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）において、令和7年度に乳児等通園支援事業が市町村による認可事業として位置づけられ、令和8年度以降は給付事業（乳児等支援給付費）として行われることとなった。

## 2 確認と子ども・子育て会議の意見聴取

乳児等通園支援事業の設置認可を受けた施設は、令和8年度以降の事業実施にあたり、子ども・子育て支援法に基づき、給付（公費補助）の対象施設として適格であると認める手続き（確認）が必要となる。

子ども・子育て支援法において、乳児等通園支援事業を行う者は、利用定員を定めて乳児等支援給付費の支給に係る事業を行う者である旨の市町村長の確認を受けることができるとされており、その定員を定めようとするときは、子ども・子育て会議の意見を聴かなければならないとしている。



## 3 対象施設

令和8年4月からの施設の利用定員は以下のとおり

(単位：人)

施設名	所在地	実施方法	利用定員	0歳児	1歳児	2歳児
みづまこどもえん	三潯町田川 362-1	一般・合同	4	2	1	1
かわい保育園	田主丸町志塚島 972-2	一般・独立	3	1	1	1
成田山幼稚園	上津町 1386-22	一般・独立	12	—	5	7
船越保育所	田主丸町船越 418-3	一般・合同	9	3	3	3
大善寺幼稚園	大善寺町宮本 791	一般・独立	6	—	—	6
金島子ども園	北野町八重亀 594	余裕活用型	5	1	4	—
北野おおぞら幼稚園	北野町中 687-2	余裕活用型	3	3	—	—
長門石保育園	長門石町 538	余裕活用型	1	1	—	—
合 計 8施設			43	11	14	18

【一般型】（施設の利用定員と別に定員設定を行う方法）

施設名	みづまこどもえん			かわい保育園			成田山幼稚園		
法人名	社会福祉法人暁心会			社会福祉法人愛郷福祉会			学校法人金子学園		
実施方法	定期利用								
実施日	水～金			月～土			月～金		
実施時間	9:00～12:00			9:00～15:00			9:00～13:00		
利用枠	9:00～12:00			9:00～11:00 13:00～15:00			9:00～10:00、9:00～11:00、 9:00～12:00、9:00～13:00		
利用定員	0歳児	1歳児	2歳児	0歳児	1歳児	2歳児	0歳児	1歳児	2歳児
	2人	1人	1人	1人	1人	1人	—	5人	7人

施設名	船越保育所			大善寺幼稚園		
法人名	社会福祉法人マリアの園福祉会			学校法人一隅学園		
実施方法	定期利用					
実施日	火～金			月～金		
実施時間	9:00～16:00			8:00～14:00		
利用枠	9:00～11:00、9:00～12:00、9:00～13:00、9:00～15:00、9:00～16:00			8:00～14:00 10:00～12:00		
利用定員	0歳児	1歳児	2歳児	0歳児	1歳児	2歳児
	3人	3人	3人	—	—	6人

【余裕活用型】（施設の利用定員に満たない場合に、定員の範囲内で在園児と合同で預かる方法）

施設名	金島子ども園			北野おおぞら幼稚園			長門石保育園		
法人名	社会福祉法人称揚寺会			学校法人芙蓉学園			社会福祉法人善導寺福祉会		
実施方法	定期利用								
実施日	月～金			火、木、金			水		
実施時間	9:00～16:00			10:00～15:00			10:00～15:00		
利用枠	9:00～11:00、11:00～13:00、14:00～16:00			10:00～12:00 13:00～15:00			10:00～15:00		
利用定員	0歳児	1歳児	2歳児	0歳児	1歳児	2歳児	0歳児	1歳児	2歳児
	1人	4人	—	3人	—	—	1人	—	—

4 利用定員について

利用定員は子ども・子育て支援事業計画代用計画の定員内として、全ての対象施設について、確認を行いたい。